

千葉市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 977,016	千円 527,564,488	千円 5,564,384	千円 98,882,610	% 18.74	% 19.40

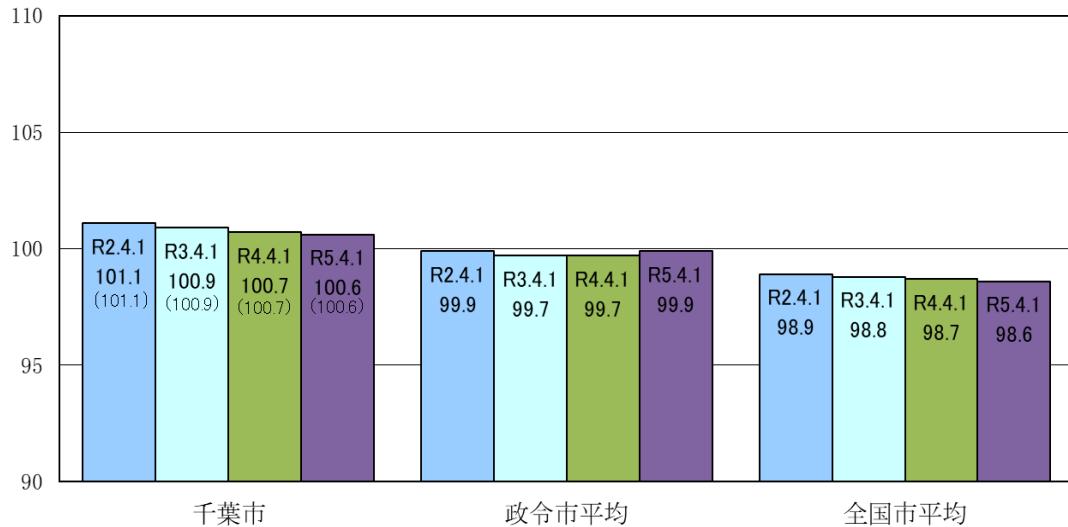
(注) 人件費とは、職員に支給された給与、退職手当及び共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与などの総額をいいます。なお、実質収支の額は、その団体の純剰余または純損失の額を示します。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令市 平均一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 10,537	千円 39,341,991	千円 13,803,394	千円 17,517,416	千円 70,662,801	千円 6,706	千円 6,665

(注) 1 職員数は、令和4年4月1日現在の一般行政職員、技能労務職員などの総数（病院、下水道などの職員、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を除く）です。
 2 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料及び職員手当（退職手当を除く）をいいます。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数となります。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

令和5年4月1日のラスパイレス指数が100を超えているのは、千葉市が独自給料表を採用していること、年齢構成の違い等によるものであると考えています。引き続き、市の人事委員会勧告に基づく適正な給与水準の確保に努めています。

(4) 給与改定の状況（人事委員会勧告の内容）

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和5 年度	円 405,243	円 401,524	3,719円 0.93%	1.00%	1.00%	1.10%

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和5 年度	4.48月	4.40月	0.08月	0.10月	4.50月	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容）

(給料表の改定実施時期)	平成27年4月1日
(内容)	
行政職給料表については、千葉市人事委員会勧告に基づき、平均2.4%引き下げました。1級及び2級の初任給に係る号給については、人材確保への影響等を考慮して改定しませんでした。また、50歳台後半層が多く在職する3級以上の高位号給については、最大で4%程度引き下げました。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。	

教育職給料表については、千葉県人事委員会勧告の内容を考慮して見直しを実施しました。
他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。なお、医療職給料表（1）については、医師の待遇の確保の観点から改定しませんでした。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合)	国基準15%に対し、千葉市においても15%を支給。
(実施時期)	

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は11%、
給与改定後は平成27年4月に遡及し13%、平成28年4月1日から15%を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合 (H28.4.1)	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合	令和元年度の 支給割合	令和2年度の 支給割合	令和3年度の 支給割合	令和4年度の 支給割合	令和5年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	10%	11%	13%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
千葉市の支給割合	10%	11%	13%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日及び平成28年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	41.2 歳	316,200 円	472,632 円	395,445 円
千葉県	40.0 歳	303,122 円	405,893 円	355,779 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
政令市平均	41.8 歳	319,668 円	439,873 円	379,748 円

※ 千葉市の平均給与月額及び平均給与月額（国比較ベース）については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
千葉市	46.0 歳	488 人	295,700 円	389,188 円	354,654 円	—	—	—	—
うち清掃	53.7 歳	40 人	347,900 円	453,378 円	412,495 円	廃棄物処理業 従業員	47.3 歳	310,800 円	1.46
うち用務	45.9 歳	242 人	297,100 円	400,580 円	356,678 円	用務員	49.1 歳	241,700 円	1.66
うち調理	46.1 歳	101 人	294,500 円	365,549 円	351,593 円	調理士	45.5 歳	260,000 円	1.41
うち運転	54.8 歳	7 人	338,200 円	488,772 円	400,343 円	自家用乗用 自動車運転者	59.1 歳	220,100 円	2.22
千葉県	52.6 歳	303 人	298,707 円	355,761 円	334,780 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
政令市平均	51.7 歳	919 人	310,547 円	388,590 円	362,249 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
千葉市	—	—	—
うち清掃	7,205,136 円	4,321,100 円	1.67
うち用務	6,341,360 円	3,253,900 円	1.95
うち調理	5,848,888 円	3,483,900 円	1.68
うち運転	7,606,664 円	2,830,000 円	2.69

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）。
調理士、運転手は千葉県の平均値、他の職種は全国の平均値です。

※ 技能労務職の職種と民間の類似職種については、千葉市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイト等の非正規職員や派遣職員等も含んでおり、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態等が一致していないため、単純に比較することはできません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したもに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※ 千葉市の平均給与月額及び平均給与月額（国比較ベース）については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	39.3 歳	347,000 円	435,202 円	417,836 円
千葉県	42.8 歳	344,796 円	416,801 円	— 円
政令市平均	43.4 歳	359,775 円	436,674 円	— 円

※ 千葉市については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	39.8歳	346,900円	432,391円	418,496円
千葉県	39.9歳	344,774円	411,753円	—円
政令市平均	40.4歳	343,187円	412,373円	—円

※ 千葉市については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

⑤薬剤師、医療技師など

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	42.2歳	307,600円	415,936円	370,040円

※ 千葉市については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

⑥看護師・保健師

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	41.7歳	303,800円	426,358円	362,444円

※ 千葉市については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

⑦消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	37.2歳	287,100円	444,524円	358,969円

※ 千葉市については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

(注) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分	千葉市	国
一般行政職	大学卒	183,500円
	高校卒	151,800円
技能労務職	高校卒	149,000円
教育職	大学卒	214,300円
薬剤師、医療技師など	大学卒	190,800円
看護師、保健師	大学卒	220,500円
消防職	大学卒	189,000円
	高校卒	155,400円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,989円	359,353円	388,645円	423,969円
	高校卒	213,283円	311,129円	361,467円	389,550円
技能労務職	高校卒	194,467円	296,967円	318,414円	353,400円
教育職	大学卒	318,613円	399,207円	415,639円	427,371円
薬剤師、医療技師など	大学卒	258,790円	358,650円	404,300円	426,538円
看護師、保健師	大学卒	268,650円	331,775円	379,960円	393,200円
消防職	大学卒	258,492円	371,900円	406,940円	417,300円
	高校卒	219,807円	348,500円	384,700円	400,286円

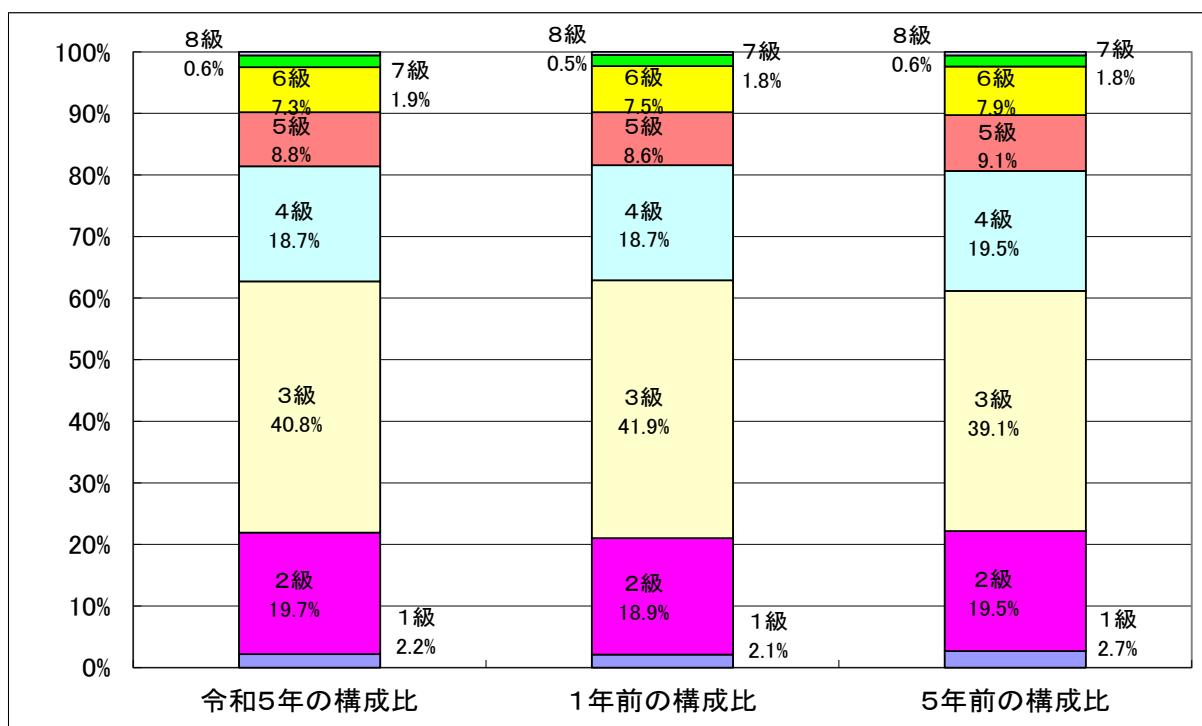
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

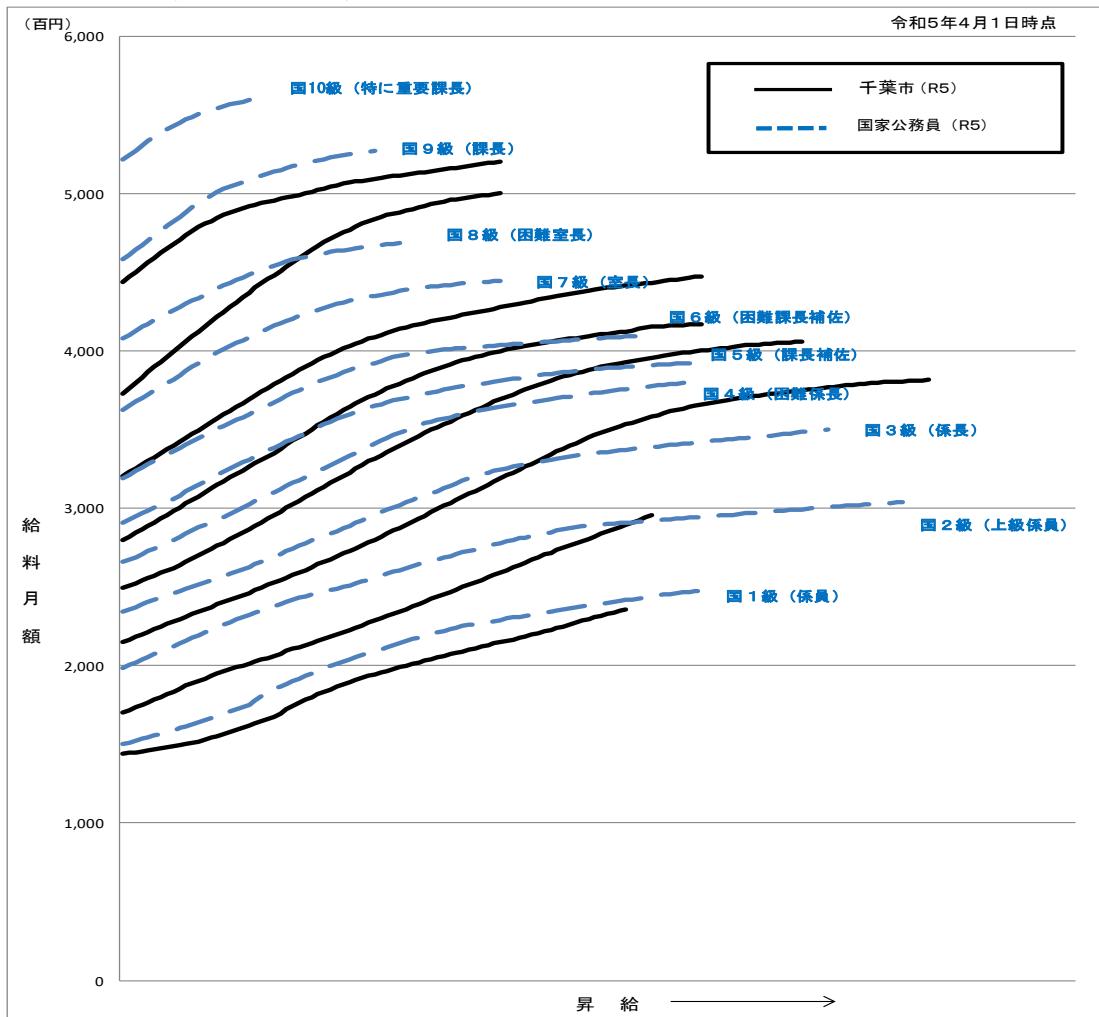
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	人 76	% 2.2	円 144,000	円 236,100
2級	主事、技師	人 675	% 19.7	円 170,000	円 295,500
3級	主任主事、主任技師	人 1,403	% 40.8	円 215,200	円 381,700
4級	主査	人 641	% 18.7	円 248,600	円 406,000
5級	課長補佐、所長	人 303	% 8.8	円 280,200	円 417,300
6級	課長、室長、総括主幹	人 251	% 7.3	円 320,400	円 447,500
7級	部長、区長、次長、参事、技監	人 64	% 1.9	円 373,200	円 500,300
8級	局長、会計管理者	人 19	% 0.6	円 444,300	円 520,500

(注) 1 千葉市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
上位、標準、下位の区分	○		○	○	
上位、標準の区分		○			
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

千葉市	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,696 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○			
上位、標準の成績率				○	○
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

千葉市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）	
1人当たり平均支給額	1,904 千円	21,014 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		6,183,624 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		582,701 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
千葉市	15 %	10,607 人	15 %
	16 %	5 人	16 %

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	506,999 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	178,836 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	21.3 %			
手当の種類（手当数）	28			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務に従事する職員の特殊勤務手当	税務部に勤務する職員	市税徵収事務	9 千円	日額240円～410円
社会福祉事務に従事する職員の特殊勤務手当	保健福祉センターに勤務する職員	生活保護者相談等業務	13,815 千円	日額180円
		知的障害者相談等業務		日額1,000円
		身体障害者相談等業務		日額180円
国民健康保険料等徵収事務に従事する職員の特殊勤務手当	児童相談所に勤務する職員	心身障害児相談等業務		
		児童相談所相談等業務		
		障害者相談センターに勤務する職員		
介護保険料徵収事務に従事する職員の特殊勤務手当	市税事務所、保健福祉課、区役所市民総合窓口課に勤務する職員	障害者相談センター相談等業務	0 千円	日額180円
		国民健康保険料等の徵収事務		日額180円
		介護保険料の徵収事務		日額180円
公共下水道使用料等又は住宅使用料の徵収事務に従事する職員の特殊勤務手当	市税事務所、下水道経理課、下水道営業課に勤務する職員	公共下水道使用料等の徵収事務	0 千円	日額180円
		公共下水道使用料等の徵収事務		日額180円
		公共下水道使用料等の徵収事務		日額180円
行旅死病人の措置に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	行旅死病人の収容又は救護の作業	0 千円	1件につき 870円～1,500円
保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当	保健所、生活衛生課、医療政策課等に勤務する職員	感染症の患者等の輸送、汚染場所の消毒・防疫等の作業	183 千円	日額150円
	保健所に勤務するエックス線技師(助手を含む)	エックス線を人体に對して照射する作業		日額180円
	精神保健福祉課、こころの健康センター等に勤務する職員	精神障害者の移送等の作業		日額180円
	動物保護指導センター、生活衛生課に勤務する職員	狂犬病の予防注射、犬の捕獲、薬殺等の作業		日額180円
夜間看護等に従事する看護師等の特殊勤務手当	児童相談所に勤務する看護師、保育士、児童指導員	夜間看護	3,680 千円	勤務1回につき 2,000円～3,400円
有害物質取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	毒物及び劇物を使用して行う検査、試験等の作業	327 千円	日額200円
不快な業務に従事する職員の特殊勤務手当	環境事業所、清掃工場、公園緑地事務所等に勤務する職員	し尿・清掃作業等	6,024 千円	日額180円～500円
救急出動に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	救急出動	48,429 千円	出動1回につき 150円～510円
特殊自動車の運転に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員(消防職員を除く)	特殊自動車の運転作業	27 千円	日額230円
特別救助業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	特別救助業務	2,837 千円	日額190円
水上消防業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	水上消防艇の乗船勤務	370 千円	日額110円
火災出動等に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	火災消火、原因調査等のための出動	2,052 千円	出動1回につき 190円～220円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
ヘリコプターの操縦等に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	操縦・整備	5,417 千円	日額500円～5,300円
		空中機外活動		出動1回につき 2,100円
夜間特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当	交替制勤務をしている精神保健福祉課に勤務する職員又は消防職員	夜間特殊業務	88,514 千円	勤務1回につき1,100円
教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当	教諭	非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務等	190,795 千円	日額2,700円～8,000円
教育業務連絡指導の業務に従事する職員の特殊勤務手当	教諭	連絡調整及び指導助言業務等	34,003 千円	日額200円
多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当	教諭	多学年学級の担当業務	267 千円	日額290円
夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当	教諭	夜間中学の学級担当業務	0 千円	日額1,000円～1,500円
高所で特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当	都市局、建設局等に勤務する職員	高所特殊作業	0 千円	日額200円
深所等で特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当	都市局、建設局等に勤務する職員	深所等での工事監督又は作業	0 千円	日額180円
用地取得、移転補償、換地等の交渉に従事する職員の特殊勤務手当	土地区画整理事務所、道路建設課、街路建設課等に勤務する職員	用地取得、移転補償、換地等の交渉	0 千円	日額180円
電気主任技術者等資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当	電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の資格免許を有する職員	電気主任技術者等資格免許を要する業務	0 千円	月額4,000円
地方卸売市場の業務に従事する職員の特殊勤務手当	地方卸売市場に勤務する職員	相対売又はせり売の立会業務	0 千円	日額1,600円
産業廃棄物等に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当	産業廃棄物指導課に勤務する職員	産業廃棄物等に係る現地調査、検査、指導業務	7 千円	日額180円
災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	災害時において屋外で行う作業	0 千円	日額250円
保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当（感染症作業手当の特例）	右記業務に従事した職員	新型コロナウィルス感染症にかかる作業	110,243 千円	勤務1回につき 3,000円～4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	2,767,651 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	493 千円
支給実績（令和3年度決算）	2,651,953 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	475 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度（3年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
初任給調整手当	○医師等に対して一定期間 48,100円～217,500円を支給	異	医師等に対して一定期間 27,500円～184,700円を支給	8,271 千円	1,654,200 円
扶養手当	○配偶者・・・6,500円※ ○子・・・1人10,000円 ○父母等・・・1人6,500円※ ※局長級は不支給 部長級は1人3,500円	同		838,659 千円	239,343 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円 を限度に支給 ○自宅の場合 なし	異	○貸家の場合 家賃の額に応じて28,000 円を限度に支給	824,533 千円	314,108 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6箇月等最長期間の定期代 の額に応じて55,000円を限度 に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		1,032,792 千円	105,797 円
単身赴任手当	○配偶者等の住居から新たな 勤務先までの距離が60km以上 の場合 30,000円 ○移転後の住居から配偶者等 の住居までの距離に応じて 8,000円～70,000円を加算	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務 時間中に勤務を命ぜられた場 合 勤務1時間につき勤務1時間 当たりの給与額の135/100	同		326,075 千円	59,830 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後 10時から翌日の午前5時までの 間に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間につき勤務1時間 当たりの給与額の25/100	同		50,572 千円	66,194 円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた 場合 職場及び職種に応じて 5,000円～11,250円を支給	異	勤務の態様に応じて 4,400円～22,000円を支給	9,265 千円	94,541 円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等 に応じて 45,700円～130,100円を支給	異	職制上の段階、職務の級 等に応じて 46,300円～139,300円を支給	975,551 千円	864,850 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されてい る職員が、臨時又は緊急の必 要等により週休日若しくは休 日又は週休日等以外の日の午 前0時から午前5時までの間に やむを得ず勤務した場合 職種及び職務の級に応じて 3,000円～12,000円を支給	同		24,454 千円	142,174 円
義務教育等教員特別手当	○市立高等学校に勤務する教 育職員 職務の級・号給に応じて 2,000円～8,000円			257,014 千円	59,138 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料	月額	等		
給料	市長	1,317,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額			
	副市長	1,064,000 円	1,599,000円／500,000円			
報酬	議長	930,000 円	1,179,000円／779,000円			
	副議長	840,000 円	1,061,000円／703,000円			
	議員	770,000 円	960,000円／648,000円			
期末手当	市長	(令和4年度支給割合)				
	副市長	4.40 月分				
期末手当	議長	(令和4年度支給割合)				
	副議長	4.40 月分				
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副市長	給料月額×在職月数×53/100	3,350万円	任期ごと		
	議員	給料月額×在職月数×36/100	1,839万円	任期ごと		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合に退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

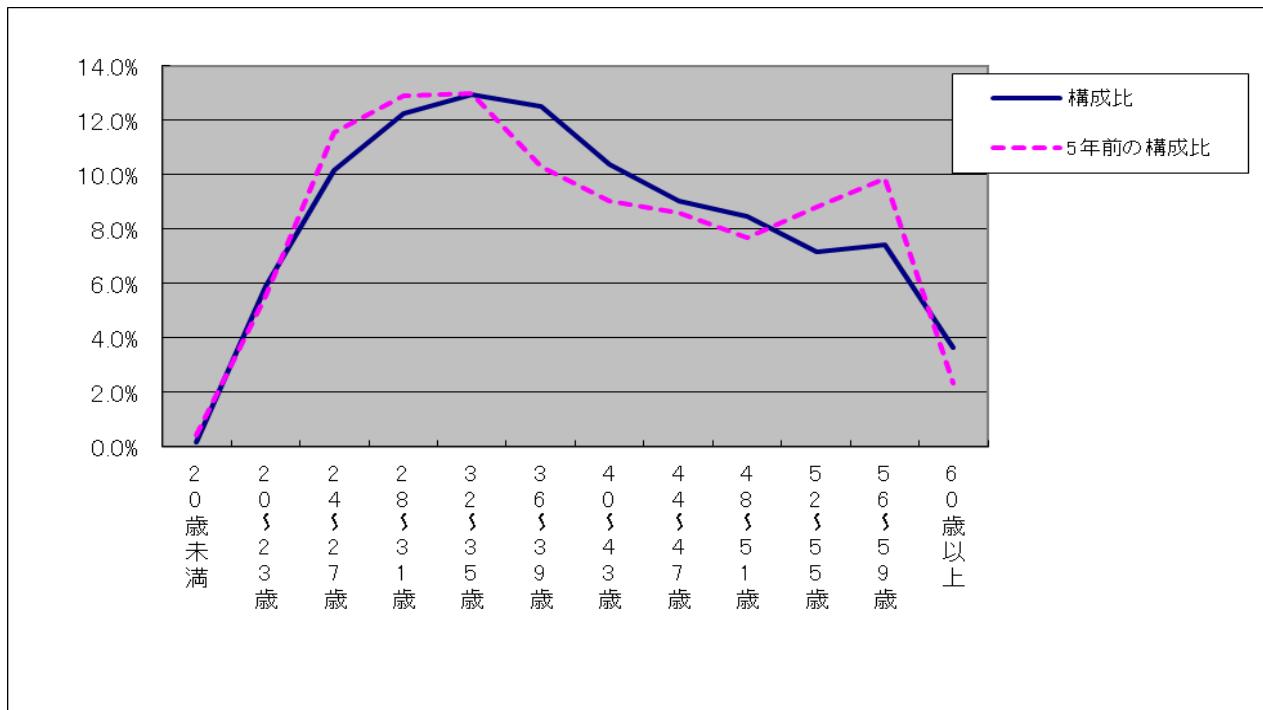
(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	29	29	0	
		総務	843	855	12	
		税務	313	312	▲ 1	
		労働	7	8	1	
		農林水産	65	66	1	
		商工	58	60	2	
		土木	647	650	3	
		民生	1,722	1,764	42	
		衛生	637	641	4	
		計	4,321	4,385	64	
		<参考>				
		人口1万当たり職員数 44.9 人				
		〔 政令指定都市 人口1万当たりの職員数 46.52 人 〕				
教育部門		5,301	5,310	9	・臨時の任用職員の増	
消防部門		915	915	0		
小 計		10,537	10,610	73	<参考>	
		人口1万当たり職員数 108.6 人				
		〔 政令指定都市 人口1万当たりの職員数 113.79 人 〕				
会計企業等	病院	1,103	1,162	59	・医療職の増	
	水道	22	22	0		
	下水道	148	148	0		
	その他	240	240	0		
	小 計	1,513	1,572	59		
合 計		12,050 [12,132]	12,182 [12,132]	132 [0]	<参考>	
		人口1万当たり職員数 124.7 人				

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
職員数	17	719	1,238	1,490	1,579	1,526	1,264	1,098	1,032	870	905	444	12,182

(3) 職員数の推移

年度 部 門	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の 増減数(率)
	人	人	人	人	人	人	
一般行政	4,124	4,140	4,205	4,302	4,321	4,385	261 (106.3%)
教育	4,990	4,982	5,172	5,318	5,301	5,310	320 (106.4%)
消防	951	939	927	923	915	915	▲ 36 (96.2%)
普通会計	10,065	10,061	10,304	10,543	10,537	10,610	545 (105.4%)
公営企業等会計	1,504	1,499	1,476	1,508	1,513	1,572	68 (104.5%)
総合計	11,569	11,560	11,780	12,051	12,050	12,182	613 (105.3%)

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)	
					3年度の総費用に占 める職員給与費比率	%
令和4年度	千円 1,984,599	千円 0	千円 165,925	8.4		7.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費56,294千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 22	千円 81,063	千円 34,752	千円 38,233	千円 154,048	千円 7,002	千円 6,563

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
千葉市水道局	41.7歳	390,600円	616,427円
政令市平均	46.5歳	360,132円	546,044円

※ 千葉市水道局の平均月収額については、一般行政職における令和5年人事委員会勧告前の状況です。

- (注) 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含みます。
平均年齢の「政令市平均」は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉市水道局	千葉市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,738千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,696千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

千葉市水道局			千葉市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）	
1人当たり平均支給額	13,446 千円		1人当たり平均支給額	1,904 千円	21,014 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		13,369 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		607,682 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
千葉市	15 %	22 人	15 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
有害物質取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	水道水の消毒等の業務にかかる有害物質の取扱い	同左	0 千円	日額200円
電気主任技術者の資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当	電気主任技術者	電気主任技術者の業務	0 千円	月額4,000円
水道使用料の徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当	徴収事務	同左	0 千円	日額180円
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員の感染症作業手当	新型コロナウイルス感染症作業に従事した職員	同左	0 千円	1回3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	7,846 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	462 千円
支給実績（令和3年度決算）	5,927 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	327 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度（3年度）決算）」

と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	○配偶者・・6,500円※ ○子・・・・1人10,000円 ○父母等・・1人6,500円※ ※局長級は不支給 部長級は1人3,500円	同		3,210 千円	145,909 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円 を限度に支給 ○自宅の場合 なし	同		2,877 千円	130,773 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6箇月等最長期間の定期代 の額に応じて55,000円を限度 に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		2,588 千円	117,636 円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務 時間中に勤務を命ぜられた場 合 勤務1時間につき勤務1時間 当たりの給与額の135/100	同		109 千円	6,412 円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等 に応じて 45,700円～130,100円を支給	同		4,854 千円	970,800 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されてい る職員が、臨時又は緊急の必 要等により週休日若しくは休 日又は週休日等以外の日の午 前0時から午前5時までの間に やむを得ず勤務した場合 職種及び職務の級に応じて 3,000円～12,000円を支給	同		8 千円	1,333 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
					%
令和4年度	千円 22,673,085	千円 1,629,211	千円 11,632,810	% 51.3	% 51.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費70,104千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 1,070	千円 4,017,288	千円 2,645,795	千円 1,788,019	千円 8,451,102	千円 7,898	千円 7,362

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
千葉市病院局	38.5 歳	382,500 円	619,258 円
	医師	45.4 歳	601,100 円
	看護師	36.3 歳	342,800 円
	事務職員	40.6 歳	385,300 円
政令市平均	41.2 歳	330,794 円	607,377 円
	医師	41.7 歳	561,648 円
	看護師	38.9 歳	300,324 円
	事務職員	45.8 歳	359,317 円

※ 千葉市病院局の平均月収額については、一般行政職における令和5年人事委員会勧告前の状況です。

(注) 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含みます。

平均年齢の「政令市平均」は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉市病院局	千葉市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和4年度)	1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,623 千円	1,696 千円	
(令和4年度支給割合)	(令和4年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
2.40 月分 2.00 月分	2.40 月分 2.00 月分	
(1.35) 月分 (0.95) 月分	(1.35) 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

千葉市病院局	千葉市(一般行政職)	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)	
1人当たり平均支給額 1,599 千円 20,203 千円	1人当たり平均支給額 1,904 千円 21,014 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		631,407 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		579,272 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
千葉市	15 %	1,014 人	15 %
	16 %	155 人	

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	312,698 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	337,322 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	83.0 %			
手当の種類（手当数）	9			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当	市立青葉病院に勤務する職員（看護部又は事務局に所属する職員で感染症病棟業務に従事するものに限る。）エックス線診療室若しくは管理区域で放射線診療業務（搬送を除く）又はポータブル撮影の際に患者の固定等撮影の介助（患者から1メートル以内）に従事する職員	感染症作業等	2,740 千円	日額150円～180円
	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に対応する作業に従事する職員		111,714 千円	勤務1回につき3,000円～4,000円
夜間看護等に従事する看護師等の特殊勤務手当	看護師、介護福祉士	夜間看護	165,772 千円	勤務1回につき2,150円～7,300円
夜間特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当	交替制勤務を正規の職務としている職員	夜間特殊業務	1,125 千円	勤務1回につき1,100円
電気主任技術者等資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当	電気主任技術者	電気主任技術者等の業務	0 千円	月額4,000円
分べんに係る業務に従事する医師の特殊勤務手当	分べんに係る業務に従事する医師	分べんに係る業務	5,110 千円	分べん1件につき10,000円
麻酔業務に従事する医師の特殊勤務手当	麻酔業務に従事する麻酔科医師	麻酔業務	13,555 千円	麻酔業務1件につき5,000円
新生児医療に従事する医師の特殊勤務手当	新生児科に所属する医師	新生児特定集中治療室に入院する新生児に対する診療業務（入院初日の業務に限る。）	0 千円	診療業務1件につき5,000円
救急体制維持のための特殊勤務手当	救急体制維持のため自宅等で待機する職員	救急診療に対応するため命令に基づく自宅等での待機	12,682 千円	待機1回につき2,000円
看護職員等待遇改善手当	看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、心理療法士、歯科衛生士、栄養士、言語聴覚士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び看護補助員	待遇改善	0 千円	月額5,700円～9,700円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	814,326 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	762 千円
支給実績（令和3年度決算）	841,955 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	794 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度（3年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）
初任給調整手当	○医師等に対して一定期間 48,100円～217,500円を支給	同		339,076 千円	2,260,510 円
扶養手当	○配偶者・・・6,500円※ ○子・・・1人10,000円 ○父母等・・・1人6,500円※ ※局長級は不支給 部長級は1人3,500円	同		81,060 千円	225,165 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円 を限度に支給 ○自宅の場合 なし	同		87,694 千円	272,342 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6箇月等最長期間の定期代の額に応じて55,000円を限度に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		94,500 千円	91,658 円
単身赴任手当	○配偶者等の住居から新たなる勤務先までの距離が60km以上の場合 30,000円 ○移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて 8,000円～70,000円を加算	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100	同		129,122 千円	165,328 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100	同		91,246 千円	160,082 円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた場合 職場及び職種に応じて 15,200円～29,900円支給	異	支給額 15,200円～ 29,900円	141,994 千円	574,874 円

管理職手当	職制上の段階、職務の級等に応じて 63,700円～126,300円を支給	同		48,084 千円	1,023,072 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日若しくは休日又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にやむを得ず勤務した場合 職種及び職務の級に応じて 3,000円～12,000円を支給	同		3,710 千円	105,986 円
特定任期付職員業績手当	○特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に、給料月額に相当する額を支給	同		0 千円	0 円